

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇) 第12条(略) 【削除】</p> <p>2 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する者が、任用の日から1年(年度の途中で任用された会計年度任用職員の6月を超え1年未満の勤務期間は、1年とみな</p>	<p>(年次休暇) 第12条(略)</p> <p><u>2 前項の年次休暇の付与日は、5月1日及び10月1日とし、5月1日においては、任用の日から付与日の前日までににおける勤務日の日数の8割以上の日に出勤(以下この項において「任用日からの8割以上の勤務」という。)をした場合に限り、別表第1に掲げる休暇日数に5分の1を乗じた日数(1日未満は切り上げた日数)を付与し、10月1日においては、任用日からの8割以上の勤務をした場合に限り、別表第1に掲げる休暇日数から5月1日に付与した日数を除いた日数を付与する。ただし、年度の途中で任用された者の年次休暇の付与日は、任用の日に応じて別に定める。</u></p> <p>3 会計年度任用職員のうち、6月を超える期間の定めにより勤務する者が、任用の日から1年(年度の途中で任用された会計年度任用職員の6月を超え1年未満の勤務期間は、1年とみな</p>

す。)以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤(この条及び次条の規定に基づく休暇並びに第17条の規定に基づく育児休業に係る日については、出勤したものとみなす。)をした場合における当該会計年度任用職員の年次休暇は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる日数とする。

3 1週間当たりの勤務時間が30時間以上かつ1週間当たりの勤務日数が5日未満である会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数にかかわらず、当該1週間当たりの勤務日の日数が5日以上あるものとみなす。

4～6 (略)

7 第1項、第2項及び第3項の規定により与える年次休暇の日数が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回るときは、第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該日数の年次休暇を与えるものとする。

(特別休暇)

第13条(略)

2(1)～(2)(略)

(3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合に該当するため勤務することができない場合 1週間以内で必要と認める期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合

す。)以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤(この条及び次条の規定に基づく休暇並びに第16条の規定に基づく育児休業に係る日については、出勤したものとみなす。)をした場合における当該会計年度任用職員の年次休暇は、第1項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる日数とする。

4 1週間当たりの勤務時間が30時間以上かつ1週間当たりの勤務日数が5日未満である会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数にかかわらず、当該1週間当たりの勤務日の日数が5日以上あるものとみなす。

5～7 (略)

8 第1項、第3項及び第4項の規定により与える年次休暇の日数が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回るときは、第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該日数の年次休暇を与えるものとする。

(特別休暇)

第13条(略)

2(1)～(2)(略)

(3) 天災その他の非常災害により次に掲げる場合その他これらに準ずる場合に該当するため勤務することができない場合 1週間以内で必要と認める期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は倒壊した場合

イ (略)

ウ ア及びイに準ずる場合として、次に掲げる場合

(ア) 天災その他の非常災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合であって、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行う場合

(イ) (ア) に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場合

(4)～(16) (略)

(17) 会計年度任用職員（女性である会計年度任用職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ、6月以上の期間の定めにより勤務する会計年度任用職員に限る。）が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第3号及び第4号に掲げる場合を除く。）一の年度において10日（次項第5号の特別休暇を与えた期間がある場合にあつては、90日から当該期間を除いた期間であつて、10日を超えない期間）の範囲

イ (略)

【新設】

(4)～(16) (略)

【新設】

内の期間

3 (1) ～(4) (略)

(5) 会計年度任用職員（女性である会計年度任用職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ2月を超える期間の定めにより勤務する会計年度任用職員に限る。）が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）一の年度において90日（前項第17号の特別休暇を与えた期間がある場合にあっては、90日から当該期間を除いた期間）の範囲内の期間

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）

第14条 広域連合長は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

3 (1) ～(4) (略)

(5) 会計年度任用職員（女性である会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除き、1週間当たりの勤務時間が30時間以上又は1週間当たりの勤務日の日数が5日以上で、かつ2月を超える期間の定めにより勤務する会計年度任用職員に限る。）が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）一の年度において90日の範囲内の期間

**【新設】**

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 広域連合長は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 広域連合長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条～第16条（略）

（育児休業）

第17条 次の各号のいずれか（育児休業条例第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、第1号又は第3号）に該当する会計年度任用職員は、広域連合長の承認を受けて、当該会計年度任用職員の子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、同条例第2条の3各号に定める日（同条例第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日）まで、育児休業をすることができる。

(1)（略）

(2) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(2)において同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条例第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(3) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該再度任用が行われ、又は当該任用期間の満了後に広域連合の会計年度任用

第14条～第15条（略）

（育児休業）

第16条 次の各号のいずれか（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「育児休業条例」という。）第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、第1号又は第3号）に該当する会計年度任用職員は、広域連合長の承認を受けて、当該会計年度任用職員の子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、同条例第2条の3各号に定める日（同条例第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日）まで、育児休業をすることができる。

(1)（略）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する一般職非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている会計年度任用職員に限る。）

(3) その任用期間の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該育児休業に係る子について、当該再度任用が行われ、又は当該任用期間の満了

職員として引き続き任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任用期間の末日の翌日又は当該任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(部分休業)

第18条 広域連合長は、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日がある会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することがある。

2 部分休業の時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 会計年度任用職員に対する前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、15分を単位として行うものとする。

4 会計年度任用職員に対する第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度

後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任用期間の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者

(部分休業)

第17条 広域連合長は、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日がある会計年度任用職員（1週間当たりの勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することがある。

【新設】

2 会計年度任用職員に対する部分休業の承認は、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた

任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が第13条第3項第2号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

5 会計年度任用職員に対する第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の部分休業を承認することがある。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第19条～第26条（略）

勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該会計年度任用職員が第13条第3項第2号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

【新設】

第18条～第25条（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。